

平成27年度 第3回

福岡市国民健康保険運営協議会

会議資料

日時：平成28年1月27日（水）午後5時から
場所：西鉄イン福岡 2階 大ホール

第2回運営協議会における主な意見の要旨

● 諮問に対する意見等

- 法定外繰入の予算は、平成23年度の約71億円に対し、27年度は約30億円で約40億円も減額している。28年度は前年度から約6億円増額されたが、28年度のモデル保険料では、所得233万円の3人世帯で年額約42万円もの保険料の負担がある。生活保護受給世帯における基準額は、生活扶助と住宅扶助の合算で年額240万円ほどであり、医療費についても扶助されており本人負担がない。最後のセーフティネットと言われている生活保護より厳しい状況であるため、相当減額をしなければいけない。

- 法定外繰入金予算について、27年度は26年度から減額されたため評価できたが、28年度は27年度に対し増額している。国保の構造的な問題はあるが、協会けんぽの公費負担が16.4%で国保の公費負担が50%である中、協会けんぽも所得水準も低く厳しい状況のもと、年々保険料率を引き上げている。法定外繰入は、被用者保険の被保険者も支払った税の中から国保に充てられるものであり二重負担をしていることとなるため、安易に法定外繰入を行うべきではない。